

広島県告示第九百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和二年八月二十七日までの間、縦覧に供する。

令和二年八月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道吉田豊栄線	安芸高田市向原町坂字米丸一九二八番六地先から 安芸高田市向原町坂字重信一九八四番二〇地先まで	令和二年八月一三日